

令和7年度

袖ヶ浦市国民健康保険事業計画

市民子育て部 保険年金課

令和7年度袖ヶ浦市国民健康保険事業計画

【1 基本方針】

令和7年度の国民健康保険事業を計画的かつ効率的に運営するため、次に掲げる主要事業を積極的に推進していくことを基本として事業計画を策定する。

なお、主要事業の執行に当たっては、関係機関及び庁内関係部課との協議、連携を図ることになるが、主管課においては、その進捗の管理に十分に留意すること。

【2 主要事業】

令和7年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1)医療費適正化対策の推進
- (2)適用適正化対策の推進
- (3)収納率向上対策の推進
- (4)保健事業の推進
- (5)広報啓発事業の推進

【3 具体的な対応策】

(1) 医療費適正化対策の推進

① レセプト点検事業について

「診療報酬明細書点検調査事務処理要領」、「柔道整復施術レセプト点検調査事務処理要領」に基づき実施する。【点検による負担減額:令和5年 14,082 千円、令和4年 26,062 千円】

ア レセプト点検業務の強化を図るため、レセプト点検業務に精通した専門の臨時職員を雇用し、また、一部点検業務を外部委託することにより、毎月請求されたレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の内容点検及び職員による資格点検等を実施する。

イ 点検によって発見されたレセプトの再審査請求をするとともに、例月事務として資格、種別の調査を行い、過誤調整及び不当利得等の請求をする。

ウ 療養費(償還分)の資格点検を行う。

エ 柔道整復療養費について、多部位(3部位以上)、長期(3ヶ月以上)または頻度が高い(15日以上)施術患者に対して、負傷部位や原因の調査等を実施し、患者に対する適正受診の確認を行う。

オ 診療報酬明細書点検調査実施状況報告書に基づき、1人当たりの財政効果額の向上に努める。

② 医療費通知について

被保険者の健康に対する認識を深めさせ、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、12ヶ月分の受診状況及び総医療費の額並びに自己負担額を通知する。

③ 第三者行為求償事務について

【目標値:国保利用開始日から60日以内に傷病届が提出された割合34.8% 傷病届受理日までの平均日数166日】

- ア 交通事故等による第三者行為については、被保険者からの届出等の必要性を、広報紙やホームページなどを活用し、周知を図る。
- イ 一般社団法人日本損害保険協会と第三者行為求償に係る傷病届の支援に関する覚書を締結し、第三者行為による被害の確実な把握と迅速な求償を行う。
- ウ 第三者求償事務に係る評価指標として、事業実施状況報告に基づき、被害届の自主的な提出率等の数値目標を設定する。
- エ 消防や地域包括支援センターと連携し、救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける。
- オ 第三者求償研修などに参加し、知識の習得に努め、国保連合会の専門職等から助言を得て、課題の解決に取り組む。

④ 重複受診者及び頻回受診者並びに重複・多剤服薬者に対する訪問指導について

「袖ヶ浦市国民健康保険・重複・頻回受診者に対する訪問指導実施要領」に基づき実施する。

不適切な受診を抑制するため、国保連合会より提供される多受診者一覧表及びレセプト点検員による縦覧点検において対象者を抽出し、調査を行う。対象者の情報は、健康推進課に回付し、訪問指導等により被保険者及び家族へ疾病予防に関する情報提供を行い、健康増進に関する意識向上を図る。

また、「袖ヶ浦市国民健康保険重複・多剤服薬患者に対する保健指導事業実施計画書」に基づき、医薬品等の重複投与や相互作用による健康被害を未然に防止するため、薬剤師と協働し、文書による通知や、必要に応じて対象者へ訪問指導を行う。

⑤ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の促進の取り組み

ジェネリック医薬品の使用を促進するため、年2回、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知するとともに、「ジェネリック医薬品使用希望シール」の配布や広報紙、ホームページなどを活用し、周知を図る。

また、使用状況について、年齢別に類型化し、利用率84%以上を目指す。

⑥ 糖尿病等の重症化予防の取り組み

糖尿病性腎症重症化を予防する取組として、特定健康診査の結果、予防基準に該当した対象者に、「腎臓病地域連携パス」を発行します。そのパスを介して、医療機関（かかりつけ医、専門医）と行政機関とが相互に連携し、対象者が適切な治療を受けられる体制を整備する。

また、医療機関における治療と地域における日常生活に則した働きかけが連動する受診勧奨、保健指導につなげ、対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、実施前後で事業評価する。

⑦ 地域包括ケアの推進の取り組み

KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出を行い、対象者に応じた事業へ案内するなど、セルフケアを高める働きかけを行う。

また、事業の評価を行うため、給付費・医療費・健診結果などの数値を提供する。

さらに、国保の視点から、地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉等、議論の場や実施事業へ国保部局から参画するものとし、介護保険制度と連携した保健事業を推進する。

(2) 適用適正化対策の推進

① 資格の適正化について

ア マイナンバーによるオンライン資格確認情報を活用して、国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対し、保険資格の異動手続きを促す。

異動手続きが行われない場合、職権による国保の資格喪失の手続きも行う。

イ 被用者保険を脱退したものの、新たに健康保険に加入しないものに対して、オンライン資格確認等システムから提供された加入勧奨ファイルに基づき、国保加入の手続きを促す。

ウ 被保険者資格の的確な把握を行うため、12月を適用適正化強化月間と定め、擬制世帯、未申告世帯、所得零世帯、軽減世帯を対象として調査を行い、適用の適正化に努める。

② 所在不明被保険者の実態調査について

「適用適正化調査実施要領」に基づき実施する。

国民健康保険証、国民健康保険税納税通知書、督促状等の返戻分について、実態調査を行い、その結果を台帳に整理し、実態のつかめない者は市民課に住民登録の職権消除の依頼を行う。

③ 国民健康保険税の適正賦課について

ア 国民健康保険税の決め方、納め方など納税についてのリーフレットを作成し、国民健康保険税納税通知書に同封するとともに、新規加入者には手続き時に窓口で配布し、納税に対する意識の強化を図る。

イ 応能割負担のない世帯に所得の申告を勧奨することにより、応益割保険税の軽減措置をし、低所得者の負担軽減を図るとともに、未申告世帯を無くすことで適正な賦課に努める。

(3) 収納率向上対策の推進

① 徴収体制の強化について

収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、財政部納税課で策定する「令和7年度納税課業務運営方針」等に基づき、徴収部門と連携しながら対応する。

② 口座振替の推進について

広報紙への記事掲載、窓口でのチラシ配布、臨戸徴収や新規加入手続き時に口座振替の利用を勧奨し、口座振替の推進を図る。

③ 滞納者対策について

納税意思の見極めを行い、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、速やかに滞納処分を執行する。

④ 特別療養費について

特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたって保険税の納付が確認できない滞納者については、適宜接触を図り納付を促し、状況に応じて弁明書の提出を求める。

なお、納付勧奨、納税相談等に向かい応じない者に対しては、税の公平負担の観点から、医療機関等の窓口における医療費の支払いがいったん全額負担となる特別療養費の対象とする。その際には、滞納者の実態把握に努め、徴収担当である納税課と調整のうえ適正に判定する。

(4) 保健事業の推進

効果的な保健事業を図るため、特定健康診査の結果やレセプト情報、国保データベース(KDB)システム等の健康・医療情報を活用し、保健事業の実施及び評価を行う。

① 短期人間ドック助成事業について

疾病の早期発見・早期治療により、重症化の防止に繋げるため、国保加入者の人間ドック受診費用の一部を助成する。

健診結果が、「要精密検査」、「要医療（治療）」となった方に対して、結果報告書の提出を求め、早期治療を促す。

② 特定健康診査・特定保健指導について

【目標値：特定健康診査受診率60% 特定保健指導実施率60.5%】

ア 「第3期袖ヶ浦市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、40歳以上の被保険者を対象に、糖尿病等の生活習慣病患者・予備群削減対策として、メタボリックシンドローム予防に関する特定健康診査・特定保健指導を実施する。また、国民健康保険加入者の疾病分析資料を積極的に活用し、保健師による相談や訪問等により疾病の重症化予防に努める。

イ 特定健康診査の未受診者対策として、個別健診のほか、がん検診や測定会との併用実施や詳細健診対象者の受診機会を拡充するため集団健診を実施する。集団健診は、令和5年度に引き続き、予約制にすることで、受診しやすい環境を整える。

また、各種団体への特定健康診査 PR や広報等を通じての受診勧奨を行い、かかりつけ医と連携し受診率の向上に努める。

ウ 特定健康診査等の対象者に対して、過去の特定健康診査の結果や受診履歴を分析して対象者を抽出し、対象者の特性に応じたメッセージやデザインにより、個別に勧奨通知を送付する。

(5) 広報啓発事業の推進

被保険者はもとより、広く市民に対して国保制度・国保財政、医療費の実態、健康づくりなどのための積極的な広報活動を推進する。

① 市広報紙の活用

国保の年間スケジュールに応じた記事を掲載し、国民健康保険制度の周知・徹底を図るものとする。

② インターネットの活用

本市のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。

③ パンフレット等の配布

国保制度の概要等を印刷し、被保険者証の更新時や新規加入手続き時に配布することにより、国保制度に対する周知を図る。